

議案第60号

大口町防災会議条例の一部改正について

大口町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年11月29日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）の施行に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町防災会議条例の一部を改正する条例

大口町防災会議条例（昭和38年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第3条第5項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町防災会議条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p><u>(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者</u></p> <p><u>(7) 町長が特に必要と認めて任命する者</u></p> <p>6・7 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 町長が特に必要と認めて任命する者</p> <p>6・7 略</p>